

監視専門調査会防災・復興ワーキング・グループ（第3回）議事録

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 31 日（金） 13：00～15：30
- 2 場 所 内閣府本府 3 階特別会議室
- 3 出席者
座長 廣岡 守穂 中央大学教授
委員 二宮 正人 北九州市立大学教授
同 松下 光恵 静岡市女性会館館長
同 宗片 恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する関係省庁ヒアリング
 - (1) 内閣府
 - (2) 復興庁
 - (3) 消防庁
 - 3 「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する有識者ヒアリング
 - (1) 藤 沢 烈 一般社団法人 RCF 復興支援チーム代表理事
 - (2) 東日本大震災女性支援ネットワーク
皆 川 満寿美 同ネットワーク政策提言プロジェクト・アドバイザー
吉 浜 美恵子 同ネットワーク運営委員（東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査担当）
 - (3) 宗 片 恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
 - (4) 小山内 世喜子 青森県男女共同参画センター副館長、特定非営利活動法人全国女性会館協議会常任理事
 - 4 閉会
- 5 配布資料
 - 資料 1 監視専門調査会防災・復興ワーキング・グループ（第 2 回）議論のまとめ
 - 資料 2 内閣府配布資料
 - 資料 3 復興庁配布資料
 - 資料 4 消防庁配布資料
 - 資料 5 藤沢烈氏配布資料
 - 資料 6 東日本大震災女性支援ネットワーク配布資料
 - 資料 7 宗片恵美子氏配布資料
 - 資料 8 小山内世喜子氏配布資料
 - 参考資料 1 防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の取組状況について

参考資料 2 第 3 次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）（平成 24 年 12 月男女共同参画会議監視専門調査会）

6 議事録

○廣岡座長 皆さんこんにちは。お忙しいところお時間頂戴いたしましてありがとうございます。ございます。

ただいまから防災・復興ワーキング・グループ第 3 回会合を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は監視専門調査会の鹿嶋会長もオブザーバーとして参加していただいています。よろしくお願ひいたします。

それでは、小八木課長、御挨拶をお願いします。

○小八木調査課長 三上前課長の後任の小八木と申します。皆様の御指導を賜りながら取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○廣岡座長 本日はお手元の議事次第にありますとおり、防災・復興における男女共同参画の推進に関する関係省庁ヒアリングと有識者からのヒアリングを行います。先立ちまして、前回のワーキング・グループでの議論のまとめについて、事務局から御説明をお願ひいたします。

○土井社会的影響調査チームリーダー 資料 1 を御覧ください。委員の先生方にはメール等でお知らせしているところですが、簡単に御説明いたします。

前回の議論では、まず 1 番目に、3 月に開催される国連婦人の地位委員会で決議を再提出するに当たって留意すべき事項として、災害リスク軽減及び災害から回復する力を持つ社会の構築には、平常時からジェンダー平等が実現していることが重要だということ。

2 点目は、被災国の復興努力に対し関心を適切に維持することが重要であること。

3 点目として、2015 年 3 月に仙台で開催される第 3 回国連防災世界会議で議論される「兵庫行動枠組」の後継枠組について、CSW の決議の内容を十分に配慮するよう要請する。この 3 点について意見が出されました。

2 番目が 2015 年 3 月の国連防災世界会議の関係ですが、これに当たって留意すべき事項として 4 点。

1 点目が、女性は脆弱な存在ではなく、防災・復興の主体的な担い手であるということ。

2 点目が、全ての局面において女性が重要な役割を果たしており、意思決定の場に女性が参画していくことが重要であること。

3 点目として、仙台市以外の被災地とも連携していくことで、震災の経験を共有することが重要であること。

4点目として、データの収集に当たってはジェンダー統計の手法を採用すること。この4点について議論がなされました。

3番目ですが、国連婦人の地位委員会、第3回国連防災世界会議に向けて、国際社会にどうやって情報発信していくかということについての留意事項ですけれども、まず草の根の女性たちの活動や男女共同参画センターの活動を積極的に評価して、好事例として広めていくこと。そのときに広域的なネットワークも重要であるということが指摘されました。

最後ですが、日本の取組を国際的に発信していく場合には、単なる英訳ではなくて、具体的な内容を分かりやすく紹介するなどの工夫が必要である。こういったことについて討議されましたので、議論のまとめといたしました。

○廣岡座長 御確認いただきたいと思います。それでよろしいですかね。

それでは、議事次第の第1、防災・復興における男女共同参画の推進に関する関係省庁ヒアリングに入りたいと思います。本日は内閣府男女共同参画局、内閣府防災担当、復興庁、消防庁に御説明を頂きます。質疑応答は各府省からの説明の後に合わせて行いたいと思います。

最初に、内閣府男女共同参画局から御説明をお願いいたします。

○澤井推進官 内閣府男女共同参画局の男女共同参画推進官の澤井と申します。

第1回のワーキングで取組指針については説明させていただきましたので、資料2-1に沿って、その後の取組について御説明させていただきます。

6ページ、取組指針については監視専門調査会でも関係自治体等への周知が重要という話がありましたので、男女共同参画局からだけではなくて、内閣府の防災部局、消防庁、復興庁からも自治体へ通知していただいております。また、内閣府の防災部局と協力させていただきまして、防災部局が開催した各地域のブロック会議において男女共同参画局から取組指針について説明させていただいているところです。

国際発信につきましては先ほど土井から説明があったとおり、英文のパンフレットを現在作成中でございます。また、フォローアップとして、この後、説明しますように、市町村調査の状況を、今、調査しております。また、予算については、平成26年度予算に地域防災における男女共同参画の推進事業というものを出しております。

8ページ、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合です。平成24年10月に一度報告したものから現在は非常に改善しております。その当時には6都県で女性の委員がゼロの都道府県があったのですが、25年4月調査では、都道府県の防災会議において女性の委員がゼロの都道府県がゼロとなりました。これにより、第3次基本計画の目標に掲げたことが1つ達成したことになります。我々としてはこれはあくまで通過点と考えており、更なる女性委員比率の向上に努めたいと思っております。

9ページにはその推移を掲載しておりますが、24年10月の5.1%に比べて25年4月は10.7%ということで、急激に割合が伸びております。その理由は、10ページを御覧く

ださい。これは都道府県防災会議の委員の内訳ですが、やはり災対法が改正されて、新たに8号委員、自主防災組織に構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者という枠ができたことが非常に効いております。この8号委員については、65.4%が女性割合になっております。

そのほか内訳を見ますと5号委員、7号委員といった都道府県の知事がその部内の職員とか、あるいは公共機関等で職員を任命するようなものについては、比較的女性の割合が高いという状況になっております。

続きまして、現在実施しております市町村調査について説明させていただきます。こちら速報値でございますので、今回、ウェブサイトには公表しない予定です。今、あくまで速報の状況を御説明させていただきたいと思っております。

12ページが調査の概要ですけれども、市町村の男女共同参画等の状況について質問しております。大体全市町村を対象にやっております、11月から12月までに調査をしております。回収率は市区で大体85.8%、町村は66.6%です。

13ページ、今回初めて市町村における地方防災会議における女性委員の割合を調査しましたが、結果としては、全体で6.1%、政令指定都市では12.0%、それ以外の市区では8.2%、町村については3.6%と低い数字となっております。

15ページ、市町村の中で割合が高かったところに、どのような工夫等を行ったか伺ったところ、例えば公募委員を女性に限定したとか、学識経験者や市長が特に認める者には極力女性を任命したといった取組を行っているところがありました。

17ページ、地域防災計画においてどの程度男女共同参画関連の記載があるかという調査を行ったところ、これについては、例えば避難所運営における男女のニーズの違い等については、67.8%の地方自治体が記載をしているというように、項目によってはかなり記載があるという形でした。

一方で18ページを御覧いただきたいと思うのですが、男女共同参画において防災関連の記載がどのくらいあるかといったことなのですけれども、例えば男女共同参画の視点を入れた防災体制の確立といったところでも、9.8と1割満たないといったような状況でございました。

20ページ、防災の取組指針を公表してからどのような対応を行ったか、あるいは対応を行う予定かという質問に対しては、49.8%、約半数の自治体が地域防災計画を修正する(した)、それから、避難所の運営マニュアルを修正する(した)ということが23.0%となっております。例えば、その他のところでは着替えとかほ乳瓶といったものを補充したという話がありました。

続きまして来年度の予算について御確認させていただきたいと思っております。22ページ、地域防災における男女共同参画の推進事業として、事業内容は黄色で囲ったところになりますけれども、男女共同参画センター等が中心になって地域の実情に合わせた防災・復興のモデル的な取組を実施して、その効果や課題を明らかにしたいと考えております。

23 ページは、以前から行っている東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業なのですが、次年度も継続させていただきます。方法として、次年度については、電話・面接相談については、岩手、宮城では面接、福島では電話・面接を引き続き続けるという形で予定をしております。

以上です。

○廣岡座長 どうもありがとうございました。

では、次に内閣府防災担当からお願いいたします。

○重見忠宏内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐 内閣府防災担当でございます。

資料 2-2 に基づいて御説明いたします。

災害対策基本法の改正、職員の研修、避難所関係と 3 つございますが、私からは災害対策基本法の改正について御説明をいたします。

資料 2-2 の 1 枚目ですけれども、東日本大震災を受けまして、平成 24 年に災害対策基本法を改正しております。概要という紫のところ、大きな柱としては 3 つございます。今日のテーマである男女共同参画という観点から 3 の部分、多様な主体の参画による地域の防災力の向上ということで、更にその○の 3 つ目、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地域防災会議の委員として、自主防災組織構成委員または学識経験のある者を追加ということです。資料をめくっていただきまして、次頁は条文ベースになっております。少し見にくくはありますが、災対法ということで第 15 条に都道府県防災会議の組織というものを決めておりますけれども、その第 8 号に新たに構成員の項目を追加したという改正でございまして、それが自主防災組織構成員であったり、学識経験のある者のうちから知事が任命する者ということで、新たに加えているという部分です。

市町村防災会議は第 16 条で決まっておりますけれども、こちらは災対法で決めるものではなくて、最終的に市町村の条例という部分で定めることになっております。基本的に都道府県防災会議の組織の例に準じて定めることになっておりますので、平成 24 年の構成員を追加したことに伴って、市町村防災会議の部分についても同様の取組が広がるというような改正をしております。

先ほど男女局からも御説明がありましたけれども、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進についてということで、24 年 5 月に我々と消防庁と連名で通知を發出しております。都道府県防災会議でもこういった多様な構成員の参画について御配慮くださいというものを送っておりますし、災対法の改正後の平成 24 年 6 月になりますけれども、同様に講じた規定を設けますのでよろしく願いしますという通知を出しております。

先ほど実際にデータを用いて男女局から御説明がありましたが、着実に都道府県防災会議の女性委員の比率が上がってきているところと認識しておりまして、引き続きこういった都道府県の取組をサポートしていきたいと考えている次第であります。

災対法関係は以上でございます。

○吉見精太郎内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）付参事官補佐続きまして、人材育成に関しまして内閣府防災から御説明いたします。

資料でございますように、私ども内閣府防災では中央防災会議に設置されております防災対策推進検討会議の最終報告、これは平成24年7月に出されているのですが、その中で、災害発生事態に向けた備えの強化として、職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携、国・地方の人材育成、連携強化、政府の防災部門と地方の人事交流の機会の拡充等を図ることの提言がなされております。これを踏まえまして、内閣府防災担当では、今年度より国や地方公共団体等の職員を対象に、自然災害に迅速・的確に対応できる人材、国・地方のネットワークを形成する人材を育成することを目標に、防災スペシャリスト養成研修に取り組んでいるところでございます。

具体的には資料の下のほうに書いてございます。国・地方公共団体の防災に携わる一般職員、中堅職員、幹部職員という方々を対象に、私どもの有明の丘広域的防災拠点施設というものを活用して研修を行っております。内容は左下にありますが、先ほども御説明したように職員の経験とか職務内容に応じて情報収集、分析能力、事案対応、立案能力、総合的な防災対応力を養成するための研修を実施しているところでございます。

一般職員向けが4日間を年2回、中堅も4日間を年2回、幹部職員も2日間を年2回、もう一つ、少し期間は長いのですが、総合研修ということで、これは災害時の応急対応から復旧・復興期までの各段階に生じます災害対応業務の把握と対処能力の習得ということで、主に演習等を組み込んだ研修で、これを10日間を年2回実施します。第1回目は昨年11月に実施しております、来月2月から第2回目を同様に実施する予定でございます。その中で男女共同参画の視点からこういったことに取り組んだかというのを資料の右下にございます。第3四半期の研修におきましてここに記載のような講義を実施しております。

まず、中堅職員向けの研修、応急期対応という中で、東日本大震災の対応において女性職員が参画しまして、女性の視点から避難所に更衣室を設置するなどの配慮が行われたとの内容の講義を行っております。

もう一つ、総合研修における講義。これは自衛隊連携というような講義の中で、東日本大震災の対応において女性の自衛隊職員が参画しまして、女性の視点から避難所で女性に必要な物品、化粧品等の手配、配布を行うなどの支援が行われたという内容の講義が行われております。

参考までに右下に研修の様子の写真が載せております。これは第3四半期の状況でございます。

以上で人材育成についての説明を終わります。

○杉山徹内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付参事官補佐 引き続き避難所関係の御説明をさせていただきます。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要」というページを御覧ください。

災対法の一部改正によって、市町村には避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが災対法上で努力義務として明記されたところです。その取組に当たって参考となるように、市町村を対象に生活環境の確保に関する事項を指針として示したものでございます。

構成と主な内容についてですけれども、抜粋して御説明いたします。

まず第1に、フェーズが2つに分かれておりまして、平常時における対応と発災時における対応と分かれております。

平常時における対応の1のところですが、避難所の組織体制と応援体制の整備についてでございますが、1つ目の「・」ポツのところですが、避難所運営準備会議（仮称）の設置ということで、これは要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する方、外国人や在宅者への支援も視野に入れて対応、役割分担についてあらかじめ決めておくことなどとしております。

次に、右側を御覧いただきまして、発災時における対応についてでございます。

まず発災時についてですけれども、1つ目として避難所の設置と機能整備のところの上から3つ目の「・」ポツのところですが、バリアフリー化、福祉避難室のスペースの確保、男女別トイレの確保等でございます。これは更衣室だとか、そのほかにも洗濯干し場、授乳室の設置等によるプライバシーの確保等が求められているところです。

そして3の避難所の運営主体のところにもまいります。2つ目の「・」ポツですけれども、様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営というところが明記されているところでございます。

7の相談窓口についてでございます。相談窓口の1つ目ですけれども、様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置について明記してございます。こちらにつきましては高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の方を含め、様々な避難者の意見を吸い上げるための窓口を女性の障害者等にも適切に対応することができるよう、窓口には女性を配置することが適切であることなどを明記してございます。

簡単でございますが、取組指針の概要については以上でございます。

○廣岡座長 どうもありがとうございました。

次に、復興庁からお願いします。

○藤澤美穂復興庁統括官付参事官 復興庁の藤澤と申します。どうぞよろしく御願いたします。

資料3です。

復興庁の役割としましては、自ら施策を実施するという場面と、関係府省に働きかけを行うという場面とがあると思っています。今日は限られた時間でもありますので、自ら施策を実施する場面を中心に説明をさせていただきたいと思います。

当初は被災自治体の復興計画等を検討する有識者委員会の女性割合を調査した結果、1割弱だったということも踏まえまして、復興計画の具体化の検討や復興計画の進行管理に当たっては、男女共同参画の視点を十分反映するようにといった働きかけを大臣自ら被災自治体にもしてまいりました。そういった呼びかけだけでは必ずしも現場で取組が進むわけではなく、また、では具体的に何をどうしたらいいのかという問いかけに対する支援という意味では、十分ではないのではないのかという意識、実際に具体的な被災地での取組につながるようにするためにはどうしたらいいかという問題意識から、資料1枚目の1番の具体的な取組の参考となるような事例の収集、情報提供や、2番目の被災地での直接の情報発信あるいは直接の働きかけというものに重点を置いて、今、取り組んでいるところです。

まず1番目の事例の収集、情報提供に関してでございますが、被災地ではただ男女共同参画は重要だと訴えかけるだけではなくて、丁寧に住民や支援者の方々も巻き込んで働きかけて、一緒に考えていくことが必要だと思っています。そこで被災地での具体的な取組が広がるように参考となる具体的な事例を集めて、その情報を共有して、それぞれの被災状況はいろいろ違うと思いますが、それぞれの状況を踏まえた取組の促進を図っているところでございます。

実際の成果として、今の時点でホームページに載っているものが参考資料1で、表紙をめくっていただきますと次の2枚がインデックスのページになっております。それ以降が、30の事例を1事例2ページにおさえて掲載をしているところです。収集した事例について、どういう背景のもとで、どういう取組を行っているかといった内容のほかに、工夫した点や特色、あるいは取組によってこんな効果があったという部分もできるだけ盛り込みながら、余りすごく長くなっても非常に見づらいので、1事例に割く分量というのはある程度コンパクトにする必要はあると思うので、例えば、もう少し詳しいことを知りたい場合には、問い合わせ先もお示ししながら、ホームページでも情報提供を広くやっております。

目次を見ていただくとお分かりのとおり、分類ということでまちづくり、仕事づくり、健康づくり、居場所づくり、人材育成、情報発信の、今はこの6分野に関して整理をしております。第4版ということで、今30事例を挙げておりますけれども、近日中にさらに20近く増やしまして、約50事例のものに更新をする予定でございます。

今後というか今もですけれども、現地の状況もどんどん変わっていくと思います。そうした状況も踏まえながら、来年度も引き続きこの事例収集、提供をやっていきたいと思っています。既に掲載しているこの事例についても、その後のフォローを今後はやっていきたいと思っています。フォローする中でその事例において、実はこんな課題があ

ったとか、あるいは思った以上にこういうことでうまく進んだとか、逆に意外なところでつまづいてしまったとか、いろんな状況があると思うので、そういうものもあわせて情報提供しながら、現地での取組の中で生かしていただけるようにしていただけたらと思っております。

それから、資料1枚目の1番のところに2つ箱を書きましたけれども、下のほうの箱の関係の御説明の資料が参考資料2になります。参考資料1の今の事例集でも仕事づくりという仕事に関する分野も取り上げているのですが、この監視専門調査会の24年12月の御意見のところでも御指摘いただきましたように、被災地における女性の雇用確保あるいは起業支援というのは非常に重要な課題であると思っております。特に女性が中心となって起業をして、女性に就業の場を提供しているような事例について、参考事例集とは別に参考資料2のケーススタディということで、4つのプロジェクトについて整理して情報提供をしております。立ち上げから軌道に乗るまで、それぞれのプロジェクトごとに色々な御苦労とか、色々な支援というものがありました。そういうものをこれは本当に個別の事例でございますけれども、実際に特に起業を検討されているような女性の方々の参考となればと思い、ホームページで情報共有をさせていただいております。

最初の1枚目の2番の関係でございます、被災地での直接の情報発信、働きかけです。ホームページでも今の情報というのは共有させていただいておりますけれども、実際に被災地をはじめ、各地に行って、今、申し上げたような事例集も活用しながら、個別具体的な働きかけ、アドバイス等も行っております。今後もお声がけいただければ、是非こちらからお伺いして、こちらからの情報提供とか、こちらから取組に当たっての視点を御提示したり、一緒に考えたり、アドバイスさせていただくというような対応を継続していきたいと思っております。

この関係で参考資料3を配布しております、色々な機会を捉えて声をかけてくださいという呼びかけを行っております。ホームページでもこのポスターを掲載しておりますが、今後も是非お声掛けをいただきたいと思っております。

今日、資料を配布しておりませんが、復興庁のホームページでも実際の主な活動状況もまとめて情報提供しております。現在掲載しているのは昨年夏までの活動状況なので、そんなに数がまだ集まっていないのですけれども、近々、夏以降の活動状況も追加する形で新しいバージョンに更新をして、また皆さんに見ていただき、皆さんからのお声がけをお待ちしたいと思っております。

今、申し上げた参考事例集の話とか、働きかけといったものは地味なことかもしれませんが、地道にこうした取組を重ねることによって、男女共同参画というのは頭で分かるのですが、具体的に私の地域でどういう取組をしたらいいのかというのが必ずしも分からない、次のステップに進めない場合や、あるいはここまではできたが、ではこの次どうしたらいいのか分からないと悩んでいるような場合、あるいは取組はやってみたが、ちょっと中断してしまったなど、必ずしもスムーズにいけないという場合に、それ

それぞれの地域の具体的な状況を踏まえたアクションに結びつける効果というのは、こういう取組によって一定程度はやはりあるのではないかと考えておりますので、引き続きやってまいりたいと思っております。

特に資料には記載しておりませんが、各府省への働きかけの場面ということで言いますと、24年12月の監視専門調査会の御意見において、復興に関してもかなり幅広い御意見、御指摘をいただいていることもありまして、それぞれの省庁においても御指摘を踏まえた取組を進めているものと思っております。

復興庁におきましても毎年度予算が決まった後、今年度は5月ですが、復興基本方針に基づいて各府省の取組をフォローアップしております。基本方針では基本的な考え方として、女性の参画促進のほかに共生社会の実現等も明記しておりまして、今年度の各府省の事業のフォローアップでは、基本方針の中で男女共同参画に関して記載がある部分に関しては、関係府省のほぼ全ての事業において取組を進めているという旨の記載がされております。

また、復興庁自身の事業に戻りますけれども、1枚目の3番の話を簡単にさせていただきたいと思っております。資料は参考資料4になります。震災前から東北は人口減少とか高齢化、産業の空洞化といった課題を抱えておりますが、これは日本全体の課題でもあります。震災復興を契機に日本の、それから、世界のモデルとなる創造と可能性の地としての新しい東北を創造していこうというものでございます。

検討経過のところに書いてありますように、関係自治体の長と有識者から総理が任命するメンバーによる復興推進委員会において5つの柱を中心に地域の将来像を検討していただいております、それを踏まえながら具体的な取組につなげております。

5つの柱というのは検討経過の四角のところに書いてある①～⑤です。具体的な取組というのが下半分に書いておりまして、この事業におきましても男女共同参画の視点が盛り込まれているということの紹介を少しさせていただきたいと思っております。

具体的な取組の一番最初に書いてある新しい東北先導モデル事業。これは5つの柱について、それぞれ幅広い担い手による先導的な取組を公募によって選定しまして、それぞれの事業を実施しております。今年度66件の事業が進んでいるところです。5つの柱のうち、特に①の子どもの成長を見守る安心な社会とか、②の活力ある超高齢社会といったテーマというか柱につきましては、人に着目したもので復興の基本方針の基本的考え方でも女性の参画はもちろんですけれども、多様な視点であらゆる人々が住みやすい共生社会の実現ということも掲げられておりまして、そういった視点も踏まえた柱である①、②に関しても、それぞれ10の事業が今、進んでいるところです。

今後、今年度の事業成果については被災地の横展開を図っていく予定でございますし、その事業の成果に係る評価を行った上で来年度のモデル事業も実施しながら、さらなる先導的な取組の発展、横展開を図っていく予定でございます。

上から3番目にリバイブジャパンカップというものがございます。これはビジネスコンテストを通じて被災地の復興を進める事業提案を広く募集して、選考過程の中で専門家からアドバイスいただいたり、金融機関と連携したりということで、実際の事業化に向けて側面から復興庁が支援するというものであります。先日、受賞者が決定しました。300件の応募がありましたが、その中で大賞が2つ選ばれまして、その大賞受賞の1つが社団法人の取組ですが、全国から寄せられた着物地を被災地の女性たちの手で加工して、リメイク雑貨を製造販売するという事業です。就労に制約のある状況下にある女性たちが、自分たちの持つ技術を生かしながら輝ける人生を歩むためのフィールドづくりを目指した取組というものです。

審査員応援賞としても、先ほど御紹介した参考資料1の事例集に載っている事例が受賞するなど、復興における女性の活躍、女性による起業、雇用の場づくりを支援するという観点も踏まえながら我々は進めているところでございます。

最後にもう一つ、その具体的な取組の上から2番目の人材プラットフォーム構築事業についてですが、被災地で必要な人材を現地に派遣できるように、主に企業になります。派遣元と派遣先の双方のニーズをマッチングするために、派遣元あるいは被災地で活動したいという一般の個人の方への説明会や、派遣元、派遣先双方に対する情報共有を発信するためのウェブサイトを構築しているものです。派遣先としては、自治体はもちろんです。町づくり会社とかNPOといった民間団体を念頭に置いております。

資料1枚目の2で御紹介しましたように、私たち復興庁の人間が自ら現地に行くこともできますが、そういった支援の形のほか、このプラットフォーム事業を通じて、もし一定期間継続して男女共同参画の視点からの取組を進めるために、こういった人材が欲しいということであれば、是非この事業を使っただけならばというか、こういう手法もありますということをお紹介させていただきます。

○廣岡座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に消防庁からお願いいたします。

○濱里要消防庁総務課課長補佐 資料4に沿って御説明を申し上げます。

まず1枚目、消防職員の男女共同参画への取組ということで、基本的に後で説明いたします団員も含めまして、消防職員等の状況について御説明をしたいと思います。

消防職員でございますけれども、基本的に消防につきましては自治体消防の原則というものがございますので、女性参画、共同参画につきましても最終的には個々の市町村における取組というものが当然重要となってきますわけですが、制度所管官庁といたしまして、消防庁といたしましても一層の参画を促進するために周知であったり通知を発出したり、様々な研修会等での周知を図ってございます。

こういった内容を周知させていただいているかということも1ページに、関連通知の概要を記載させていただいております。平成16年に女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項ということで通知を発出しているところでございます。大きく3点でござ

います。1つ目が採用の話。2つ目が職域の話。警防業務、いわゆる火消しの業務と申していただければ余り外れないというところではありますが、当然火消しの業務になりますと、火消しの現場で有毒ガスが発生したり等々の問題がございますので、労基法や女性労働基準規則の関係が出てきます。それがあからと申してそういった火消しの業務について、全ての女性を排除することは適当ではないということをご通知させていただいております。

また、その活動の前提となる環境整備であります。庁舎の整備ということで、当然、消防の場合は24時間何らかの形で交代勤務となります。そういった場合の仮眠室等々の整備も行っていただきたいということ、まず基本的な考え方として周知をさせていただいております。

この通知を受けまして、その次の女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項についてというものが、今、御説明したもので申しますと②の職域に関するものについて、更に具体化をさせていただいたものでございます。①～③ありますが、①と②が先ほど御説明した労基法等との関係について考え方を整理させていただきまして、①と②をまとめまして、その下に3行ございますが、常時有害ガス等を発散する場所等なかなか難しいところはありますけれども、その関連する場所や、おそれがある場所までの活動を否定するものではないということで、考え方を整理させていただいております。その他、職場環境の整備についてもあわせて通知をさせていただいたというものです。

もう一つの通知が、先ほどの冒頭の通知で申しますと①の採用に係る留意事項について具体化をさせていただいたということでもあります。大きく3点でございます。1点目というのは受験機会の提供ということで、あくまでも性別を理由に受験の機会を妨げないことが重要であるということをご申し上げております。その上で採用試験の認定に当たりましては、当然、男性と女性で体力の差等はあるわけですが、③の話でも出てきますが、基準において女性の採用が事実上、困難になるような試験とならないように配慮をすること。そして体力試験の判断基準につきましても、その体力差を加味することは問題ないということをご通知させていただいております。こういった採用、職域等についての考え方を平成16年に随時お示しをさせていただきまして、これを様々な関係所管課長の会議の場や、様々な研修で理解を深めていただくように消防庁として取り組んでいるところでございます。

おめくりいただきまして、そういった状況の中で女性消防吏員の消防職員の状況がどうなっているかということでございます。少しずつではございますが、平成7年は0.5%でありましたところが、平成25年度におきましては2.2%ということで、着実に女性消防吏員の占める割合というのは増加している状況でございます。

以上が消防職員、消防吏員のご関係でございます。

続きまして、女性消防団員でございます。団員につきましても当然、職員と同様に入団の促進に取り組んでいるところでございます。これにつきましても全国の消防本部等に通知をさせていただいております。消防団への女性の入団促進についてということで、少なくとも1割確保を目標や、新たに女性消防団員を採用するのであれば、定員自体を増やしていただくこと等々について通知をさせていただいております。これにつきましては16年にもいたしましたし、随時、累次にわたりまして通知をさせていただいております。

平成25年度にも更なる推進についてということで、女性の入団促進、具体的には女性職員の多い事業所等を通じまして入団促進を働きかける等、積極的な入団促進を図るよう依頼をしたところであります。そして、今年度も消防団の充実強化ということで、消防団は全体の団員数が減少している状況がございますので、そういった中で特に女性の団員の充実強化についても取り組んでいただくようお願いをしているところでございます。消防団につきましても繰り返しになりますが、団員総数としては減少が続いている状況であります。その中でも女性団員につきましても徐々に、着実に増加をしているところであります。引き続き団員確保の取組を進めてまいりたいということでございます。

最後のページ、婦人（女性）防火クラブはいわゆる民間の防火組織に関するものでございます。なかなかこちらも人員が増えていかず、減少している中で、充実、活性化策に取り組んでいるということでございます。おおむね資料記載のとおり、講師派遣や事例集の周知、シンポジウムの開催等々に取り組んでいる状況でございます。

駆け足の説明で恐縮でございますが、以上でございます。

○廣岡座長 どうもありがとうございました。

これまで各府省から御説明をいただきまして、ありがとうございました。これにつきまして質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

内閣府の男女局にお伺いいたします。市町村の防災会議の調査は今回初めて行ったのでしょうか。

○土井社会的影響調査チームリーダー はい。

○廣岡座長 これを毎年把握することはすごく大切だと思うのですが、調査を毎年なさる御予定はございますでしょうか。

○東総務課長 今後は行っていきたいと考えております。

○廣岡座長 よろしくお伺いいたします。

それから、内閣府防災の資料を見てお伺いしたいことがあるのですが、都道府県の防災会議の委員は8号でぐっと増えたわけですね。

○重見内閣府防災担当参事官補佐 そうですね。

○廣岡座長 数字を見ていますと5号委員、7号委員もかなり女性のパーセンテージが高いと思うので、是非そちらのほうでも女性の登用を進めるように取組をなさっていただければいいのではないかと思います。

防災スペシャリスト養成研修というものがございましたが、ここは男女共同参画に関する講義というのは、全体のどのくらいのボリュームがあるのでしょうか。

○吉見内閣府防災担当参事官補佐 例え先ほどの中堅職員向け研修が4日間ございます。4日間で前半と後半は開講式とか閉講式がありますので、大体15コマぐらいありまして、そのうちの1コマを使ってこういう講義を行っております。

○廣岡座長 1コマ90分ですか。

○吉見内閣府防災担当参事官補佐 1日大体75分を5コマというぐらいが標準です。

○廣岡座長 その1コマを充ててやっているということですね。

○吉見内閣府防災担当参事官補佐 そうですね。

○廣岡座長 ありがとうございます。

宗片委員、どうぞ。

○宗片委員 男女局ですけれども、やはり市町村の女性委員の割合が圧倒的に少ないわけですね。そこに対する働きかけを積極的に行っていかなければいけないと思います。

今回、都道府県防災会議の女性委員ゼロがなくなったわけですので、その都道府県から市町村に対しての働きかけや、どういう工夫をして増えたのかというあたりを市町村に対しても情報提供して、女性の委員を増やしていくという動きが必要だと思います。今回、被災地の、特に沿岸部の市町村はほとんど女性の委員はいませんので、そういった意味ではその辺に力を入れていく必要がこれからあるだろうと思っています。

防災の人材育成ですが、防災担当の職員の女性は圧倒的に少ないと思うのですが、いかがでしょうか。その辺の数字が分かりませんが、かなり男性が多い世界だと思っておりますが、そうでもないでしょうか。

○吉見内閣府防災担当参事官補佐 申し訳ありません。人材育成の観点から各自治体の職員構成まで把握していません。

○宗片委員 でも結構、男性のほうが多いですね。女性の防災担当職員というのは大変に少ないということがあると思うのです。やはり職員の配置という問題も、女性を配置するという動きをもっとスピードを上げていただきたいと思います。また、男女共同参画の講義というものがありますが、これは避難所の問題だけではありません。防災に関しては大変多岐にわたっております。ですから、そういった意味では幅広い形のこういった研修がより必要ではないかと思っております。

それから、消防庁ですが、いわゆる女性消防団員というのは、どのような採用方法になるのでしょうか。

○濱里要消防庁総務課課長補佐 基本的には御案内のとおり、非常勤の特別職ということで、当然報酬はございますけれども、正業を持った方ということでございますので、本人の希望によってということになりますので、いわゆる普通の職員のような採用試験ではないということになります。

○宗片委員 そうすると、男性の消防団員もそうでしたけれども、身分保障というのが消防団員というのは明確でないという話も聞いておりました、なかなか手を挙げて自ら消防団員になる、まして女性の中にも圧倒的に人数としても少ないわけですので、そういったあたりがどうなのかと思えます。それから、女性の入団を認めていない消防団もあるというのは、それはどんなような理由で。

○濱里要消防庁総務課課長補佐 認めていないというところの表現が若干ミスリーディングなどところがありますが、現実問題としてまだ半数近くの団がまだ女性が入っていない状況がございます。そういったところを少なくともゼロに、1人でもいいから少なくとも入っていただきたいということを進めているところでございます。先ほど申し上げましたように、試験ではありませんので、採用の条件として制度的に女性を認めていないということではないということでございます。

○宗片委員 ほとんどボランティアというような形と考えるとどうですか。

○濱里要消防庁総務課課長補佐 そうですね。当然報酬はございますけれども、これをもって生業とするというレベルの報酬ではございませんので、そういう意味ではボランティアに近い面も含めて両方の側面があるということかと思えます。

○宗片委員 そうということですね。

それから、この婦人防火クラブの存在ですけれども、今回、震災が発生をしまして、その以前からですが、私どもは婦人防火クラブの存在に大変期待をしておりました。ただ、私は全てを把握しているわけではないのですが、かなり炊き出し要員のよう形で、実際に避難所の支援というものを主体的にできたのかというあたりでは疑問を持っております。

むしろこういった立場をお持ちの方たちが避難所の中に支援に入る場合には大変力強い存在でもあるわけです。私たちボランティアがなかなか避難所に入れられないケースもありますので、そういった場合に婦人防火クラブの方たちが、炊き出しはもちろん大事ですが、色々な支援に避難所に入る。そういった場合に女性たちの状況や、困難を抱えた方々の状況というのは目の当たりにしているわけです。そういった方たちがもう少し声を上げて運営に発言をしていくというような動きがなかったのかどうか。それが、後から話を伺いますとほとんど炊き出しをしてきたということで、婦人防火クラブの方々の今回の活動というのが集約されているような気がしないでもないのです。地域性もあるかもしれませんが、大変歴史のある団体でもありますし、地域の中の状況もよく知っている方たちでもありますので、この婦人防火クラブの方たちが男女共同参画の視点というものをしっかり持って活動していただくと大変効果が上がるだろうということで、そういった動きを是非これからお願いしたいと思っております。

以上です。

○濱里要消防庁総務課課長補佐 御指摘のとおり、例えば当方で網羅的には婦人防火クラブの事例集を把握してはおりませんが、確かに御指摘のとおり幾つか当方

で把握している事例で見ますと、炊き出し支援というのが1つやはりございました。ただ、それだけではなくて、例えば支援物資の配布のところで住民の家族構成や被災状況を見てきめ細かく配布をしたり、当然その前提の安否状況の確認といったところについても、婦人防火クラブの方が活躍された事例があると聞いておりますので、御指摘の意見も踏まえて今後の災害対応に生かしてまいりたいと考えてございます。

○廣岡座長 よろしいですか。今の点は大事な点ですね。

松下委員、どうぞ。

○松下委員 資料2-2の残された課題の中にももしかしたら含まれるのかもしれませんが、私の勤務する静岡市女性会館で震災後に静岡に来られた若いお母さんの話を聞いたことがあるのですが、福島の方は原発のことをすごく心配していらっしゃいます。原発リスクのことをきちんと災害リスクとして位置づけていただきたい。原発のリスクを心配している方に必要な情報は、私たちにお尋ねになっても答えようがなかったものですから、そういうものも国のほうできちんと今後の課題として対応していただけたらと思います。

○廣岡座長 次に、議事次第2の有識者ヒアリングに移りたいと思います。最初に一般社団法人RCF復興支援チームの藤沢烈代表理事からお願いいたします。

藤沢様、皆川様、吉浜様、説明者席に御移動をお願いいたします。

それでは、藤沢様、よろしくをお願いいたします。

○藤沢烈一般社団法人RCF復興支援チーム代表理事 RCF復興支援チームの藤沢です。今日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

私からは15分ほど被災地において、女性の皆様が活躍している事例を共有させていただければと思います。資料5でございます。

1枚めくっていただき、簡単に紹介が載っておりますが。私達は、40人ほどのコーディネートが主に被災地の行政や、住民の皆様、事業者を横でつなぎながら、復興に関するプロジェクトの立ち上げや推進をしている団体です。活動する中で、女性の視点が大事だということを常日ごろ感じております。まず現地で活躍している「復興支援員」という方々がいるのですが、半数は女性ですし、あるいは現地で活躍されている事業者やコミュニティのリーダーを見ても、女性が大事な視点をお持ちになっており、女性が活躍している地域は生き生きとしていると感じております。

あとは資料に沿って説明させていただければと思っております。こちらが我々コーディネイターという立ち位置で、行政や自治体、企業の間に入って連携を促進していることを示している絵です。このページで申し上げたいのは、行政はマンパワーが不足しており、例えば住民向けに説明会をしても、月に1回体育館に100人集まる程度に止まります。しかもそこに来る方というのはシニアの男性が中心になっていて、若い方あるいは女性の方が入りづらい環境があります。では、毎週現地に行政の方が赴くことができるかというと、人手不足のため余裕がないというのが今の状況です。結果としてなかな

か女性の声を拾い切れていないという現状があちこちの被災地であるのだろうと見ています。

我々は「アウトリーチ」という言い方をしていますが、単に来てくださいと言うのではなく、こちらから女性の声を聞きに行き、実際、復興計画に対してどういう思いを持たれているのかとか、その地域でどういった施設を復旧していくことが重要なのかといったことを聞きます。そうすると、女性は比較的次の世代のことを考えていることがわかります。例えば、男性だと商業施設が必要といったことを考えているのに比べ、女性は教育施設が必要といったことを考える傾向が出ております。どうしても行政は男性の声を中心に聞いてしまい、偏りが生まれるので、その辺りに、我々が入って是正する。そういうことをしております。

この後は資料を見ながら7個の事例を簡単に共有させていただきます。我々は「コミュニティ」の分野では岩手県釜石市と福島県双葉町に「復興支援員」を派遣しております。その地域における事例を紹介します。「産業」の分野では3県幅広く、個別の事業者の支援もしておりますので、そこから事例を持ってきております。いずれも女性の皆さんの視点や活動が大事なものばかりで、こういう女性の観点が、復興において重要だということがご覧頂けるかと思えます。

では、一つ一つ簡単に。まず、最初が岩手の「コミュニティ」について、釜石市の事例を紹介します。児童作家の方が絵本を作成し、地域の中の防災意識を高めているという事例です。防災あるいは震災の教訓をどう残すか、というのは難しいテーマですが、この方の感性が、親しみやすく防災に関する考え方も残るようになっていく事例だと思います。

次のページにいき、これも釜石の事例です。少し変わった名前ですが「スタコラ音頭」というものがあります。釜石はもともと人口が10万人もいた中規模の都市でしたが、そこで最後の芸者である女性が「スタコラ音頭」という曲と振付をつくられて、これが地域で非常に浸透してきているという事例として取り上げております。

さらに進みます。ここも「コミュニティ」の事例ですが、宮城の南三陸において、子どもたちの学習機会が損なわれてきているという共通課題があり、地域のお子さんや、教育をよく把握しておられる女性は、そのことに強く問題意識を持たれておりました。その視点から現代版の寺子屋が必要だと考え、外部の支援を受けながら活動をされています。既に延べ1万3,000人以上の方に学校、自宅以外で学んだり滞在できる場所をつくっている事例です。

さらに進み4番目になります。こちらは双葉町における事例ですが、双葉町は今、いわき市の南のほうに町役場が移転しており、町の方が多く避難されておられるのですが、その中でいわき市の女性の皆様が女性だけで集まるサロンをつくって運営をされています。これは双葉の方に話を伺うと、男性と女性が混じっていると女性独自の悩みを中々

相談できないことがあり、このようなサロンの場をいわきの方が開いていただいているということに非常に感謝しているという話がございます。

次からは産業、事業関連の話です。気仙沼あるいは陸前高田あたりは椿が北限だということで、椿を使った「気仙椿ハンドクリーム」という商品を作っています。支援をしたいという女性医師が集まり、女性の悩みを生かした形で商品作りに関わり、結果、かなり売れ行きが良いということをお聞きしております。

次は宮城県南の亘理町です。亘理町で伝統的な女性の手仕事の「ふぐろ」というものがあり、これを代表の方が製品化され、東京の百貨店等でも販売しているという事例です。これも作るだけではなく、作る過程において女性を集め、雇用機会を提供したり、地域の方々が話せる場を提供しているという事例です。こういう復興段階での製品作りは多くあるのですが、男性目線に比べ感性豊かな商品が多く、繰り返し購入される方もおられると聞いております。

最後に、こちらも産業の事例です。まゆ工房という事業者の紹介です。この地域の伝統工芸であるまゆ細工を先ほどと同様に松岡さんという女性が商品化されて、被災された女性を雇用している。こういった事例です。

以上、7事例を挙げさせていただきました。まとめとして女性の皆さんが入っていることで、この3つの観点から成功に至っているのではないかと理解をしています。

1番目が女性の皆さん特有の視点で地域の課題やニーズの把握をされている点です。地域で生活されている女性の目線で、男性とは少し違った課題やニーズを把握されていることを感じます。

2番目は、男女を超えて共感を得やすいということです。防災などの教訓をどう残すか、様々な地域の悩みなど、男性だけだと大衆に伝わりづらい固い内容になりがちですが、女性だと共感を持って、多くの人に伝わりやすい手法が選ばれていくことを感じています。

3番目は、女性自身の力を生かしているということです。最後の例の工芸品等が該当しますが、やはり今は地域の中で、どこにおいても人の手が足りないということです。女性の皆さんの力をうまく取り入れている製品作りや、仕事をしながらコミュニティを築いている点は、多くの方が活動機会を広げていると感じます。逆にこれら3つの観点がしっかりとないと、その地域での仕事づくりやコミュニティづくりには、なかなか至らないのではないかと感じております。

RCFも最近はスタッフが40人になりましたが、女性の割合が増えています。私のような男性は数字は得意ですが、どうしても感性に関する点はメンバー内でもやはり女性が得意だということを感じています。地域の中で女性の参画が、復興においても非常に重要だということを感じております。

以上、簡単ではありますが、私からの報告は以上でございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして質問等ございましたらどうぞ。

私から1つ。以前、農業女性の食品加工のことを幾つか調べたことがあるのですが、そのときすごく強く感じたのは、せっかくいいものを作っても営業が大変だということです。宮城県のある農村で成功しているのは、1人リーダー格の人がずっと各所のデパートへ回って、飛び込みで売り込むということをされていて、それは夫が出ることを受けてくれるからできるのですよとおっしゃっていましたが、私はそれは大きな課題ではないかと思っています。大学の生協なんかでも、先ほどのまゆ細工なんか置くと少し出るのではないかと思ったりしたのですが、そういう営業について何かお感じになっていることはございますでしょうか。

○藤沢烈一般社団法人 RCF 復興支援チーム代表理事 今、営業に関する質問ですが、非常に痛感しております。どうしても東北の沿岸だと漁師さんの意見が強く、良いもの獲物が獲れると自信を持たれるのですが、往々にして売り手目線であることが多いのです。聞いてみるとこれは荒波にもまれてつくられているホタテで、すごくおいしい、と仰ります。確かにおいしいのですが、なかなか消費者の目線で見ると、それが本当にそうなのかということが分かりにくい部分があると感じております。私が見てうまくいっている事例で言うと、大船渡の事業者は、地域のお母さんに商品作りに入ってもらい、お母さんの観点から、おいしさが伝わる言葉を売る時の文言に入れているという事例があります。どうしても作っている漁師さんにはこだわりがあるのですが、目線がどうしても買い手目線ではないのです。消費に関して言えば女性の方が財布のひもを握っていることが多いので、女性の目線で売り文句を考えていくことも重要だと感じております。

○廣岡座長 どうもありがとうございます。

宗片委員、どうぞ。

○宗片委員 ありがとうございます。

藤沢さんのこの団体というのは、具体的にはどういう支援をされているのですか。ごめんなさい。今ちょっと把握ができなかったところがあります。

○藤沢烈一般社団法人 RCF 復興支援チーム代表理事 すみません、私の団体のことは説明が不十分でした。地域の中で言いますと、例えば行政から仕事を依頼されるパターンと、地域の事業者が依頼されるパターンと二つあります。行政から依頼される場合は、行政の方が地域の方と向き合うときに御苦勞をされていて、本音をうまく聞けない等の、住民の皆さんからの要望が非常に強く、行政の方としても何でも対応できますということとは言えないところがあり、かかわり合いが難しいと思っておられます。そこで、我々はその間に入って両者の本音を聞きながら、着地点を探るといったことをさせていただいております。

事業者さんから依頼されるパターンでは、やはり良質のものはあるのですが、外への販売方法が見えない。近年は地域の中だけでビジネスは完結しませんので、外の量販店や、インターネットで物を売ることが必要になってきますが、そのやり方が分からない

という方が多くおられます。例えばインターネット活用のノウハウを持った方をおつなぎする等の調整役を仕事として受けております。

○宗片委員 ありがとうございます。そうすると、拠点はどちらにあるのですか。

○藤沢氏 拠点は現地拠点と東京と両方ございます。現地にいる方は現地の中で調整をし、東京では政府機関や、支援に携わる大手企業との調整を東京でやっており、両方の拠点で同時にやっているというのが特徴です。

○宗片委員 今、例えば起業をしている女性たちとか、今、御紹介にもありました活躍事例を紹介していただいているのですけれども、逆につまずいているとか、経営にもなれていない女性たちが起業するというのは大変なことだと思うのです。ノウハウも必要ですし資金も必要です。もちろんコーディネイターも必要であるということでは、逆にこのような問題点があるということは見えていらっしゃることはありませんか。

○藤沢烈一般社団法人 RCF 復興支援チーム代表理事 そうですね。現地で起業された方も何人かおります。内閣府も企業に対する支援等も随分されており、100 単位で新しい取組は出てきておりますが、やはり経営の経験がある方に限られている。そこはどうも難しいようで、特に組織作り、営業マーケティング、この2つが必要です。組織作りに関して言うと、合議制が強過ぎてなかなか決まらないことがあります。そこはある程度、役割分担をして、誰がリーダーかということ決めるのが組織作りの基本ですが、その辺を曖昧にしてしまうと、うまくいっているときはいいのですが、うまくいかないとメンバーが離れてしまう。そういう御苦勞をされている団体はあると思います。

営業も同じで、女性の皆さんの視点は大事ですが、一方で現地と東京の観点というのはまた違ったりしますので、現地以外の感覚も取り込むなどのことは課題になってきているのかなと思います。

○宗片委員 ありがとうございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

次に、東日本大震災女性支援ネットワークの皆川満寿美様、政策提言プロジェクト・アドバイザーをなさっておられます。それから、吉原美恵子運営委員のお二人よりお願いいたします。

○皆川満寿美東日本大震災女性支援ネットワーク政策提言プロジェクト・アドバイザー 東日本大震災女性支援ネットワーク政策提言プロジェクト・アドバイザーの皆川と申します。本日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。15 分間いただいております。スライドで資料を示しながら、お話をさせていただきたいと思っております。

まず私どもの団体ですけれども、スライド2、3をご覧ください。時間の関係上飛ばしていきますけれども、設立意図、ミッション等はこのようになっております。

活動につきましては、ウェブサイト、メーリングリストによる関連情報の提供、交流の他、関連の資料を多数刊行しております。この一番下に暴力調査報告書が出ておりますが、これにつきましては、吉浜がお話をさせていただきます。

現在の主な活動といたしまして、研修プロジェクト、政策提言プロジェクトと2つ走っております。ここでは、後者に基づきまして、お話させていただきます。

私どもは、これまでも男女共同参画局、復興庁、政党、関係国会議員等と情報交換をし、提言をしてきていますが、今年度の事業といたしまして、女性のエンパワーメント講座を、岩手県盛岡市と釜石市において開催しております。スライド7枚目、8枚目がそのときの写真で、講座の内容も提示しておりますが、それは本日のお話と強く関連しているためです。このワーキング・グループの委員である宗片さん、参画プランニングいわての平賀圭子さんにも来ていただきましたが、地域で男女共同参画社会実現のために活動する女性のロールモデルということでお話をいただきました。大変反響がありました。参加いただきました方々のご感想は、私どものウェブサイトに掲載しておりますので、広く読んでいただくことができます。

「問題と提言」のほうに入ってまいりたいと思いますが、時間がございませんので、結論として3つ申し上げたいと思います。

3つというのは、(1)情報の不足、(2)男女共同参画視点のある支援・男女共同参画視点を持った支援者の重要性と不足、(3)第一次産業に従事する女性への支援の重要性と不足、です。

まず情報のお話ですけれども、「基礎データの不足」ということですが、これは昨年度の監視専門調査会からの提言にも、男女別の統計、「ジェンダー統計」の問題ということが指摘されていたわけですが、残念ながら、これを再び指摘したいと思います。スライド11は、「復興の取組と関連諸制度」という、復興庁が毎月出している文書からのグラフです。これまでは、「復興の現状と取組」として出されていたものですが、1月版から「復興の現状」「復興の取組と関連諸制度」と2つの文書に分かれて出されるようになりました。この文書の後半のほうに、この雇用に関するデータが入っているのですけれども、男女別で掲載されているデータはこれだけです。この表の中では建設・採掘のところがハイライトされているわけですが、女性に関して求職と供給がどうなっているかがわかり、有用です。しかしこれも、最初から出ていたわけではなくて、私どもの要請により、厚生労働省から出されるようになったものです。

それから、数字は持っているが、公表していないのだろうということもあるのではないかと思います。例えば、避難者数とか災害関連死者数が出ておりますが、これは男女別ではありません。出していただいてもよいのではないかと思いますけれども、出ておりません。

先ほどお示ししました雇用に関するデータですが、元々は、「復興の取組と関連諸制度」のこのページの中に埋め込まれているわけですけれども、同じページの左下には、ハローワークでの就労支援の人数とか、職業訓練の受講者数、雇用創出事業による雇用者数などが掲載されていますが、男女別ではありません。求職者支援制度による職業訓練について、厚生労働省は、受講者の男女別の数字を持っています。担当部署に電話し

たら教えてくれました。男女の差が大きいものとして、重機訓練があったと思います。この文書には岩手県宮古市での写真が掲載されていますが、例えば福島は、女性はゼロであったと記憶しています。

それから、住民意向調査など行政による調査の問題があります。復興庁では苦勞していただいていると思っておりますが、スライド13に示しているのは、原子力被災自治体の調査報告書からとってきた表です。12年度実施のものについては、対象が世帯主、住民となっているものがあります。この時も、なぜ個人が対象のところと世帯主のところがあるのかと、お話を伺ったのですが、御苦勞があるようでした。しかしながら、13年度は実施市町村の全てで世帯単位に統一されてしまいました。自治体による調査がこのようになっているため、女性たちは、自分たちで歩いて被災女性の声を集める、もしくは集めざるを得ないというふうになっていると思います。宗片委員の「イコールネット仙台」による調査も行われていますが、岩手でも、福島でも、女性たちが、女性自身の声を集めて歩き、報告書を作成しています。

情報の不足に関しましては、私が被災地でのワークショップのときに、参加者の方々へ話したことですけれども、復興基本法、復興基本方針、復興構想において男女共同参画について書きこまれていて、復興施策の重要論点になっていると私は思っておりますが、このことが被災地の女性たちに知られておりませんし、被災市町村の男女担当の職員の方々にも知られていません。お話ししますと、職員の方々も含めて、そういうことだったのか、とおっしゃいます。

さらに、災害脆弱性についての認識が広がっていないと思います。避難所で女性への配慮が足りなかったという話は、先ほども出ましたけれども、このことは、大変話題になっていますね。被災地だけでなく、日本全国で話題になっているようですし、新聞の記事としても取り上げられる頻度の高い話題だと思います。しかし、災害と女性に関しては、「そこまででとどまっている」と言わざるを得ないのではないかと。被害のあり方の違いや、復興格差が言われますが、こうしたことについて、被災者の脆弱性と関連しているとする研究がすでにあり、海外の研究者の間ではすでに常識になっているようであるわけですが、今回の震災ではどうなのか。しかし、そもそもそうした関心で見なければ、そのようなものも見えてこないわけです。このことは、前回のこのワーキング・グループでのヒアリングの際に提示されていた、Disaster Risk Reductionとも強く関係していますから、災害脆弱性について、知られていないのは大変問題ではないかと思っております。

2番目ですけれども、「男女共同参画視点のある支援・男女共同参画視点を持った支援者の重要性と不足」です。日本社会において女性が置かれた社会経済政治的状况、被災地において、被災地といっても、岩手、宮城、福島、あるいは岩手県内でも、釜石や宮古市、それぞれについても違いがありますが、被災した地域で女性が置かれた社会経済政治的状况を踏まえ、そうしたことを知悉した上で、「それを再生産しない支援」と

ということが大事だと思うのですが、このような支援、支援者が不足しているのではないかと考えております。被災地において、「女性たちが置かれた状況を再生産しない支援」をするということは、男女共同参画社会の実現を支援することであり、災害脆弱性を克服して、災害に強い、レジリエントな社会をつくることに直接つながると考えます。被災地での女性への支援の好事例を3つ挙げました。この3つには共通性がございます。例えば、ひとり親支援を行っている「インクルいわて」では、モニタ団体による報告書に、「寄り添い型のバックアップサポート」、「段階かつ包括的に支援する」と書かれています。それから、岩手県で農漁村女性グループの支援を行った藤原りつさんの手記の中に「寄り添ってほしい」と頼まれて女性グループの支援をしたというふうに書かれてありました。このような、長期的に、よりそいながら支援していくという活動ですが、日本は過去そのモデルを持っておりました。農林省の生活改良普及事業における、いわゆる「生改さん」（生活改良普及員）です。JICAの定期刊行物に「成功例」として記述されています。「生活改善は外から来た人がお金をかけて何かを始めることではなく、農村女性が自分たちの生活の中でできることを考えながら成長していく手法。生改さんは、生活改善活動に励む女性を手助けするファシリテーターで、いわば縁の下の力持ちです」と書かれています。「エンパワーメントの重要性」ということだと思います。このようなモデルを持っていながら、日本はその後これを事実上廃止してしまい、海外援助において、これを成功例として実践に役立てているというのですから皮肉です。現在、農村においては女性の起業が、「6次産業化」ということもございまして盛んに言われているのに、です。スライド19のこのグラフは、農村女性の起業についてのものですが、個人とグループに分けて書かれていますけれども、個人が増え、グループに減少傾向がみえますね。しかしながら、このグループによる起業が大事だというお話があるので、後から述べます。

3番目の論点として、先の論点とも重なりますが、「第一次産業に従事する女性への支援の重要性と不足」を申し上げます。特に、思いを持ちながら漁業権を持ってない、あるいは持ちにくいために漁協の意思決定プロセスにかかわれない女性たちの声がありますので、知っていただきたい。それから、思いを持ちながら、行政からの要請に応じて頑張りながら、恐らくは、適切な支援が得られないため、頑張るだけで、疲弊してしまう漁業女性の声を、私は聞いております。

私たちの行事で、農山漁村の女性の活動に詳しい愛媛大学の中道さんにお話をさせていただきましたが、「女性のグループによる起業は、コミュニティの持続可能性にとって重要な、社会的使命感を持った社会的企業が多いのだ」とおっしゃっていました。他方、グループで起業している女性たちの多くは、最低賃金に届かない形で働いていらっしゃるということがあって、これが課題だと言っておられました。少なくとも最低賃金を目指していこうと、それが実現するような支援が必要だというわけです。

このように、グループによる起業の意義は大きいのですが、現在、グループを育てる

ということが、制度的に非常に難しくなっています。何とかならないでしょうか。「復興基本方針」にも、「女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する」とか、「農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく」などと書かれているわけですが、その支援について、特に、グループの育成について問題がないだろうかと思っております。支援する制度がなくなっているからです。

ということで、提言といたしまして、繰り返しですが、「男女共同参画視点を持った支援者による、男女共同参画視点のある支援を」ということを私は申し上げたいと思います。女性たち自身のエンパワーメントになる、よりそい型の支援の必要性です。

スライド 24、25 は母子避難と被災地のひとり親支援についての提言です。山根純佳山形大学准教授、NPO 法人しんぐるまざあずふおーらむ赤石千衣子代表理事からのヒアリングによるものです。時間がなくなりましたので、お読みいただければと思います。

スライド最終ページですが、先ほど復興庁のお話で「新しい東北の創造」が出てきましたけれども、昨年 3 月 13 日の衆議院予算委員会の質疑におきまして、復興大臣は、「復興推進委員会は、復興の加速化、新しい東北の創造というものをやりたいんですね。当然、その中には女性の視点は入ってまいります」とか、「今後とも適切に、男女共同参画の視点も取り入れて、推進委員会の中でやってまいりたいと思います」とおっしゃっています。しかしながら、先ほど見せていただいた「新しい東北」についての資料の中には、「女性」あるいは「男女共同参画」という文言はございませんでした。「5 つの柱」でも、「先導モデル事業」の選定基準にも記載はありません。いろいろ御苦勞なさっているように思いますが、今年度の報告書の最終取りまとめはもう少しだとも聞いております。復興推進委員会には、なお期待しております。どうもありがとうございます。

○吉浜美恵子東日本大震災女性支援ネットワーク運営委員 東日本大震災女性支援ネットワークの吉浜です。先ほどお話がありました「災害・復興時における女性と子どもへの暴力に関する事例調査」について報告いたします。

この調査は、私のように大学に籍を置く学術研究者と、現場で支援にあたっていたり、運動している者の共同の調査でした。被害の実情を把握するための調査です。この類の調査がこれまで日本ではなかったもので、まず実際に把握しようとして始めた調査ですので、数量を把握したり、災害前と後で暴力が増えたか減ったかなどを把握する調査ではありません。

調査方法はインフォーマントによる報告調査という形をとりまして、被災地で実際に支援に関わっている方が事例を報告するという形式をとりました。資料 6-2 が配布資

料の最後に入っておりますが、スクリーンを見ていただいておりますが、わかりやすいと思います。

有効回答数は 82 票で、被害者 1 名について 1 票記入していただき、82 事例が報告されました。報告書は福島、宮城、岩手が大多数でしたけれども、被災者の方が避難をされている先、山形、富山、埼玉、東京等での被害も報告されました。

報告された事例の内容ですが、被害の状況を調査したわけですが、被害の状況はひっくり返すと加害の状況です。どういう加害が行われたかということに注目して、今日お話ししていきたいと思います。

82 ケースのうち 45 ケースがいわゆる「DV、夫や交際相手による暴力」の事例でした。残りの 37 件が同意のない性交の強要やその他のわいせつ行為等の「DV 以外のケース」でした。性質が違うものですから、今日はこの 2 つを別々に話していきます。

被害者の年齢、加害者の年齢とも未成年から 60 歳代以上と非常に多岐にわたっております。

暴力が主にふるわれた場所は、DV か DV でないかによって随分違います。DV の場合は、被災前からの自宅が多く報告されました。被災後に避難した先で DV が継続したり悪化したりした事例も報告されました。DV 以外の事例ですと、やはり目にとまるのは、被災後に避難、転居した場所です。避難所が難を逃れる場所（避難所）ではなく、難を被る場所（被難所）になってしまっている、という状況がみえました。

避難所での加害が多く報告されたと申しましたが、いわゆる死角であるとか暗闇での加害も報告されましたが、寝食をとるところや共有スペースで、女性と子どもの安全が脅かされているケースが多いということが調査から見えてきました。

5 ページのこの表は加害者と被害者の関係をまとめたものです。DV の事例ですと、夫や交際相手がほとんどですが、それ以外に義理の家族や親からの加害もありました。DV 以外の事例で目につくのは、避難所の住人やリーダーによる加害です。避難所が「被」難所になってしまっている現状です。また、ボランティアや支援者が自分たちの力を利用して暴力をふるっている事例も報告されました。同僚や、支援している相手（被災者）から支援する側への暴力も報告されました。

私たちが刊行しました報告書を後ほど皆様にお配りしますので、詳しくはそちらを見ていただきたいと思います。災害時の女性への暴力を支える要因について 3 章にかなり詳しく考察しました。災害時の女性への暴力というのは、1) 以前から存在していた構造的な格差が、災害時に拡大される。2) そして、以前から存在していた女性や子どもの脆弱性（脆弱性（vulnerability）は、内在する「もろさ・弱さ」ではなく、社会文化的な要因によって、安全や健康、尊厳、権利などが脅かされやすい立場（に置かれている）という意味）が災害時により表面化して可視化する。避難所や仮設住宅では、これまで隠れたことも見えてしまうのです。3) 性別・ジェンダーに基づく規範が強まり、4) 災害時には女性の客体化がより進む。5) 性にに基づく暴力の許容度が高まってしまう。6)

そして災害対応に関する意思決定の場に女性が参画できず、女性の声が届かない、などの要因が複雑に絡み合っ、経済的にも社会的にも弱い立場に置かれた女性が搾取の標的になりやすい。こういう構造がこの事例調査から見えてきました。

DVについてですが、「(震災による)ストレスによってDVが発生した」というよりは、震災以前からあった暴力がより深刻化したり、震災をきっかけに再発したケースが多く報告されました。今回の震災後、内閣府の男女共同参画局が実施したホットライン(無料相談)の存在が広く周知されたので、初めて相談につながったケースも報告されました。

一方で、人の絆や地域の輪などのスローガンの中で我慢を強いられたり、声を上げにくい状況もあったと思います。また、自分が受けているのはDVであるという認識がない場合、なかなか援助を求めることにつながらない状況もあります。時が経ってやっと電話をとって初めて電話相談をしたという方が多いのではと思います。(内閣府男女共同参画局による)電話相談の受理件数も減っていないと聞いております。やはり継続支援が必要だと思います。被害は潜在化しておりますので、援助を求めるには時間がかかりますので、継続支援が必要です。被害は深刻であって回復には時間がかかり、1回電話をしてそれで解決する問題ではないので、継続支援が必要だと思います。

それから、加害を防がないと被害は防げないということです。加害者への対応が必要です。

8ページですが、性暴力を支える要因について考察しました。私たちが事例調査を通して把握したケースから、「対価型の性暴力」が避難所で起きたことがわかります。物資の采配など避難所の運営に権限を持つリーダーによる性的搾取が、女性の中でもより脆弱性が高い“ひとり者”を標的にふるわれました。夫や家族など頼る者がいない人に、守ってやると見せかけて搾取するということが起こりました。そして、拒絶した場合に、「ぎゅうぎゅう詰めの避難所から追い出されてしまうのではないか」、「海に放り投げられて津波にのまれたと思わされてしまうのではないか」などという恐怖心が平常時よりも強いので、拒絶することが難しい、被害を訴えることが難しいという状況が、調査のなかで指摘されました。こうした被害の場合、求援助や回復までに時間がかかるので継続支援が必要です。また、加害を防がない限り被害は防げません。

この写真<プライバシー保護のため配布資料として配布せず>は、私たち東日本大震災女性支援ネットワークが初期に実施した「フォトボイス・プロジェクト」に参加された、仮設住宅にひとり住まいをされている女性による写真です。男物の靴を置いて“ひとり者”と悟られないようにする、これが警察が勧める防犯のためのアドバイスです。男性用の下着を買って洗濯をして軒先に干しなさい、というアドバイスもされたと聞いています。それによって近所の噂話になるかもしれないけれども、こういうことをしなければ安全を守れないという状況が日本にあるということを認識することが(防止や対策を考える際に)重要だと思います。

時間がないので調査結果から指摘される課題と提言を短くまとめて報告を終わらせていただきます。1) 環境的要因を考慮した暴力の防止が必要だということと、2) 暴力の構造を見なければならぬということです。3) また、加害・被害の多様性を認識することが必要です。4) 何度も言いましたけれども、加害を防がない限り、女性にいくら「援助を求めろ」、「ひとり歩きはするな」と言っても、加害はとまりません。このことを強調したいと思います。後で報告書を皆さんにお配りしたいと思いますので、読んでいただけたらと思います。ありがとうございました。

○廣岡座長 ありがとうございました。

鹿嶋会長もお見えなので、適宜御発言をよろしくお願いいたします。

では、私から2、3お伺いしたいのですけれども、復興に関する基礎的なデータを男女別に収集して公表するというのを、確か前回も申し上げたかと思うのですが、この監視専門調査会の意見で出ていたかと思うのですけれども、その点は配慮されておられるでしょうか。

○藤澤美穂復興庁統括官付参事官 今おっしゃったように、24年12月のこの専門調査会の御意見で、復興プロセスにおいて収集、作成している各種データを可能な限り男女別に整理するよという御指摘をいただいております。男女別データの必要性というのも考え方は分かるのですけれども、ただ、特に復興に関してのデータというのと、どうしても被災地でのデータとなるので、それぞれの調査ごとの趣旨や目的あるいは調査の実施方法、誰が実施するのか、回答する人は誰か、調査自体をどういう作業で、あるいは分析をどういう人がどういう作業をしてやっていくかということなども勘案しながら対応していかざるを得ない部分もあることは御承知願いたいと思います。

発災直後の被災地の混乱状況に比べれば、今はかなり落ち着いているというのも事実なのですけれども、一方で今度は復興を進めるために被災者や被災地を対象に色々な方々がいろんな調査を行っているというのも事実で、被災者や被災自治体からも大変だという状況も聞いたりするのです。

したがって、自治体とか被災者の負担も考慮しながら、目的や趣旨も踏まえながらやっているということです。

○廣岡座長 もう一つ申し上げたいのですけれども、先ほど住民意向調査が世帯主だけになってしまったというのはどうかという感じがいたしました。子育てに関するアンケートをお父さんに聞くのとお母さんに聞くのでは大変な違いですから。

○藤澤美穂復興庁統括官付参事官 それについて私が説明してもよいのでしょうか。全世帯主と書いていただいておりますが、実際は震災前が同じ世帯主にあった世帯であったとしても、震災後、その世帯が分かれてしまった場合、例えばお父さんは福島でお母さんと子どもが福島県外にいる場合は、両方に聞くようになっています。そこはあの一覧からは分からないのですけれども、実際の調査方法はそうなっているということを御承知おきいただければと思います。

○廣岡座長 分かりました。先ほど漁業権云々の問題がございましたけれども、例えばどんなことなのでしょう。

○皆川満寿美東日本大震災女性支援ネットワーク政策提言プロジェクト・アドバイザー 漁業の場合は実際に漁をする人だけに漁業権がございまして、そして原則的には世帯に1つということなので、女性が持っている場合もあるわけなのですけれども、男性が多くなります。そして、漁協によって異なるところもあるようですが、漁協組合員のメンバーシップは漁業権を持っている人ということになりますので、女性はフルメンバーにはなりにくいのです。だから漁業全体の意思決定にはかかわれないことが多いというお話です。それでも、女性の方々は、漁協に女性部をつくり、これまでやってこられました。

○廣岡座長 分かりました。

もう一つ、新しい東北の先導モデル事業の選定基準に、男女の視点がどうも掲げられている5つの視点なんかでもないように感じるのですけれども、これまたひとつよろしくお願いいたします。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 ありがとうございます。

これまでお話を聞いてきて、やはり男女共同参画の視点を持った支援者あるいは従事できる職員等をいかに増やしていくかが重要だということが、今日お話を聞いて、再認識させられました。

その点で1つ、先ほど職員研修の説明はあったわけですが、流動性のある柔軟な出向制度とかの活用についても検討して欲しいと思います。短期間の研修制度で育てるだけではなくて、6か月、1年とかの少し長いスパンで、先進的な部局に職員を送り込んで育てるようなやり方も考えられます。また、例えば大使とかであれば民間人を登用して活用するという手法も実際に行われています。防災の問題等に関して民間でこれだけ知見がある方がいらっしゃるということは、自治体や国でも、民間人登用のあり方等を少し考えていただけたらという感想を持ちました。

以上です。

○吉浜美恵子東日本大震災女性支援ネットワーク運営委員 先ほど、「脆弱性」の話が出ました。この復興ワーキング・グループの第2回の「議論のまとめ」の中で、項目2で、「女性は脆弱な存在ではなく、復興防災の主体的な担い手である」と書かれていますが、女性は脆弱な存在（女性が本来的・本質的に弱い・もろいのではなく、社会構造・格差が、女性が本来持つ力を奪い、結果的に脆弱な存在においやっていると考えられる。脆弱性(vulnerability)は、内在する「もろさ・弱さ」ではなく、社会文化的な要因によって、安全や健康、尊厳、権利などが脅かされやすい立場（に置かれている）という意味）であるけれども、主体的な担い手であると思うのです。やはり女性の「脆弱性」というのは隠

せない事実だと思うのです。それを踏まえた上で女性の主体性を促進するような、そういうのはたらきかけが必要ではないかと思えます。

○廣岡座長 どうもありがとうございました。

それでは、宗片委員、小山内委員に御報告をお願いしたいと思います。宗片委員はワーキング・グループのメンバーでいらっしゃいますが、これからは特定非営利活動法人イコールネット仙台の代表理事の立場で御報告をお願いいたします。

○宗片委員 よろしくをお願いいたします。

私どもの団体は、男女共同参画をテーマに幅広い活動に取り組んでおります。特に防災、災害復興については重要なテーマと捉えて、震災の発生する前から取り組んできておりました。といいますのも2008年になりますが、仙台市内の100人の女性たちを対象に、災害時における女性のニーズ調査を実施しております。これは震災が発生する前です。その背景は、宮城県沖地震の発生率が大変高かったということと、95年に発生しました阪神・淡路大震災で女性たちが抱えた困難というものも数々あったということも明らかになっておりまして、そうした背景のもとに行った調査でもあります。

大変多くの女性たちから様々な声が寄せられておりました。いわゆる災害を想定したときに抱える不安や心配です。そういった調査結果を踏まえて女性の視点から見る防災災害復興に関する提言という提言をまとめまして、そして各自治体であるとか地域団体等に提言活動を行ってきたという経緯がございます。女性の視点というのが最初はかなりひんしゅくを買いましたけれども、今は当たり前のような文言になりましたが、当時は男性の目から見るとなかなかなじまないというような声を伺いながら説明をし、そしてこの提言活動を行ってきたというところがございます。

そして震災が発生をしてしまいました。この提言活動が生きたのかということとはよく言われますけれども、大変残念ではありますが、なかなかこの男女共同参画の意識がそう根付かないのだということをこの震災の中で支援活動を通して実感したことであります。

私どもは一貫して震災直後は避難所やあるいは仮設住宅で女性に対する支援活動を行ってまいりました。男性も大変ではありましたが、しかし、2008年に行った調査の中でもかなり多くの女性たちの困難というものが見えておりましたので、それが実際に避難所に入り仮設住宅に入ること、まさに現実になっていたということもありまして、女性たちから聞き取りをしながら必要な支援につなぐという活動をずっと続けてきたわけです。

避難所も今回は仙台の場合は4か月という長期にわたるものですので、かなりその女性たちのストレスというものも深刻なものになっていました。具体的には洗濯の代行ボランティアであるとか、そういった活動を通しながら女性たちのニーズを掘り起こすという活動をしてきたわけなのですが、やはり避難所の中での課題というものも一方では見えておりました。多くは男性が運営のリーダーであるということなのです。そうしま

すと、どうしても女性の声が届かない。空間の面、運営の面、物資の面、様々な面で女性たちが数多くの困難を抱えていたということもたしかです。そういった中で私どもも様々な声を上げてはまいりましたが、やはり地域という、これは大変厚い壁だということを実際に直面したというところがございます。

そこで半年が経過いたしました2011年の9月、10月に、先ほどからも触れていただきましたが、宮城県内の女性たち3,000人を対象にいたしまして、この震災と女性に関する調査を行っております。記述式ですから大変皆さんには御負担をおかけしたのですが、1,500人の方々から回答を得ることができました。これは調査用紙が真っ黒になるくらい多くの書き込みがあったということで、私どもも大変この調査の意味を感じたわけですが、その中での幾つか特徴的な調査結果を御紹介したいと思います。

1つは家族構成の変化によって抱えた困難です。つまり震災同居、家族離散、家族介護です。そういったものが女性たちのストレスや体調不良を引き起こしております。これがトップになっているわけです。自由記述の一部をここに記載しておりますので御覧いただくとお分かりかと思うのですが、震災同居というのはお分かりのように自宅が無事であっても親兄弟、親戚が被災をすると自宅に避難をしてきます。そのケアをするのは女性たちです。食料の調達をし、身の回りの世話をするという、きのうまで4人家族だったのが10人になり、12人になるという、そういった生活の中で女性たちが必死にケアをしたという、そういう内容がこうした調査の結果にも反映されております。

ここで一部御紹介しますと、自宅が被災をし、夫の実家で同居。これは逆ですね。気遣いが多い。姑が亡くなり、しゅうとは認知症が進んで乱暴になった。親類2家族が被災をし、同居。食事等の世話で体調を崩した。また、要介護の親と兄弟を抱えたというように、家族離散もこれは仮設住宅が狭いものですから、別にアパートを借りて暮らすというような、家族がばらばらになるというケースも多かったわけです。また、家族介護というのも当然、持病を持っている家族が治療を受けられないために持病が悪化をして介護が必要になる。当然、仕事に行けなくなるというような状況を訴える回答が大変多く、この調査の結果からもあらわれております。

そして避難所生活で感じたことです。これもいわゆるまさに設備の面では大変多く出ております。お分かりかと思いますが、プライベートな空間が確保されない。授乳室がない。更衣室がない。トイレや布団の中で着替えをする。授乳ができないというような中で長期にわたる避難所生活を送ったということになるわけです。

特に介護を必要とする家族を連れて避難をする方々もいらっしゃいました。例えば介護施設であるとか保育所も被災をして再開をしません。閉鎖をされているわけです。ですから、そういった介護の必要な、ケアの必要な家族を連れて避難所に入ってくるわけですが、しかし、自らがケアをしなければいけなくなります。そうしますと、当然、仕事をやめなければいけないことになります。また、その家族が子どもであっても、介護の必要なお年寄りであっても、周りに迷惑をかけるということで避難所を出ていくわけ

です。そうしますと、1階部分は浸水していますから、2階部分しか残っていない。そういう自宅です。避難所から一歩出ますと支援物資が手に入りませんので、そういう意味で女性たちの負担というのが大変に多かったというのも、この調査の結果から分かります。ですから、支援が必要とする人たちに、支援が届かなかったということは大きな問題だと今回は残されたと思います。

それから、女性のリーダーがいてほしかったという回答も多いのです。圧倒的に男性のリーダーがほとんどですので、やはり女性ならではの様々な悩み事や困り事を抱えます。体の問題であったり、家族間のトラブルであったり、そういったものを理解して相談に乗ってくれるリーダーがいてほしかった。男性のリーダーにはなかなか相談しにくかったという声も一方にあったわけです。物資についてもそうです。女性ならではの必要な物資というのも数々あったわけですが、なかなか思うように手に入らないという現実を抱えていたということもあります。

震災で女性たちが抱えた困難というものについても、更に具体的に聞いております。家族、地域、仕事、健康という面で、これも様々に出ております。家族についても先ほども触れておりましたが、そうした内容。地域についても、この地域コミュニティというのが必ずしもこれまでのような伝統的な地域コミュニティが果たしているのかということも改めて考えさせられるような、そういう場面がたくさんありました。絆と言われるものが強ければ強いほど入り込めない。孤立していく。排除されていくという方たちも一方にはいたということなのです。そういった意味ではその地域コミュニティというものがより風通しがよく、人を排除しない、孤立しないものになっていかなければいけない。改めてこの回答からも考えさせられたことでもあります。

また、仕事の面についても失業、退職、転職が女性たちにつきまといました。生活の担い手でありながら仕事を失う。夫も仕事を失っている場合があります。そうなりますと生活の基盤がなくなるということで、女性たちも大変にこの点では苦労されていた。先ほどからずっと申し上げてまいりましたとおり、ケア役割を担うことによって仕事をやめなければいけないという状況をたくさん抱えております。こうした困難を経験した、抱えた結果、健康状態は大変に悪化しております。これはもう間もなく3年になりますが、この健康状態というのはますます悪化しているのです。これは大変通院が多くなった、鬱状態になった、仕事はやめなくてはいけないとか、なかなか続けられない。眠れない、めまいがする、耳鳴りが止まらない。そういった症状を抱えている方たちが大変多くなってきています。これも大変に大きな問題だと思っております。

しかし、このような困難の中に女性たちがとどまっていなかったということ、また次の回答でお分かりいただけたらと思うのです。被災をしましたが、支援もしましたという回答を、6割以上の女性たちから得ております。つまり隣近所の安否の確認から、あるいは避難所や仮設住宅の支援に至るまで、自らも被災者ではありましたが、しかし、支援者でもあったという大変心強い結果はここからも出ているわけです。

そして復興計画の策定の議論の場に女性の参画が必要であるという回答が85%です。つまり、これまで防災・災害復興というのは男性の領域というような思い込みがどこかにありました。しかし、こうした困難を抱えて意思決定の場にしっかりと女性の声を届けなければいけないという、そういった回答だと思っております。

そして、この復興計画の中に、ではどのような内容を盛り込んだらいいのかというのにも次に聞いておりました、これが全体の数字ではありますが、数字の高い順に申し上げますと、トップが障害のある人、妊産婦、病人、高齢者、子ども等のニーズを踏まえたきめ細かなサポート体制を整備する。これがトップになっております。つまり、今回の震災では今まで申し上げたように、女性たちはかなり多くの人たちがケア役割を担いながら、これがまさに男女共同参画の大いなる課題です。女性たちがこうした役割を担いながら、結果的に何とか震災は乗り切ったのです。しかし、結果として仕事を失い、体調を崩しています。これは個人的な課題として片づけるのではなく、社会的な課題としてこの整備をしてほしいということです。これは大変切実な声だと思っております。

2番目は、女性の地域防災リーダーや災害復興アドバイザーを育成し、地域に住む人々の支援体制を実行性のあるものにする。3月11日の2時46分というのは、男性は少ないのです。地域の中にはむしろ女性たちのほうが多かった。子育てをしていたり、介護をしていたり、お年寄りだったり、障害があったりということで、そういったことを考えますと、女性たちも地域防災の担い手としてしっかり責任を持ってかかわっていかねばいけないということを実感したこの回答でもあります。

女性たちは地域を支えています。マンパワーとしては生活者の視点を持ち、地域をよく知っていますから、地域を支えているのです。しかし、リーダーシップを発揮するところに女性は圧倒的に少ない。地域の中では大変に少ないです。ほとんど自治会長や会長さんたちというリーダーは男性なのです。そこでマンパワーとしては一生懸命活動してきたのですが、しかし、リーダーとして力を認めてもらえていなかった。しかし、自分たちのこの防災の取組を責任者として担わなければいけないということを実感した回答がこの2番目です。

3番目、4番目はマニュアルしてくださいということなのです。マニュアル化というのは必ずしもよくないかもしれませんが、ベストではないと思うのですが、女性たちが参画をする道筋や環境づくりを作るという意味では、このマニュアル化は大変に有効です。ですから今、仙台市でも各地域で避難所の運営マニュアルを盛んにつくっております。策定をする段階でして、その中に例えば1つの文章が入ればいいのです。避難所の運営の責任者に女性と男性を必ず配置するという文章を入れれば、女性たちも参画しやすい、男性たちも参画を促しやすいということだと思っております。ですからこういった意味でのマニュアル化というものを、女性たちが希望しているということだと思っております。

この調査の結果を踏まえて私どもの団体では、この男女共同参画の視点から見る防災・災害復興に関する提言というものをまとめております。お手元に資料としてお渡ししておりますので、是非御覧いただきたいと思っております。

昨年 2013 年 5 月から、私どもは女性のための防災リーダー養成講座を開講しております。これは振り返り編と実践編という大変長期にわたるプログラムでもありまして、これに参加をした場合には、必ず自分たちの地域性に合った取組をするという約束で始まっております。そして、逆にこの講座を受講したのとあわせて、仙台市でも地域防災リーダー養成講座を行っております。そちらが圧倒的に男性の受講生が多いものですから、そちらの女性たちが受講するというプログラムで大変長期にわたるものができ上がっております。このような形で女性たちが大変熱心に、まず 30 人です。広く薄くではなく、絞り込んでこの女性たちが確実に地域の中で力が発揮できるまで私どもの団体がサポートをするということで進めておりまして、今、実践編に早速入っております。

これは宮城野区という仙台市のいわゆる沿岸部で被災の大きかった地域です。この中の岩切の受講生たちがこのような講座を組みました。まさに地元だからこそできる講座です。この岩切の女性たちの受講生は防災宣言を作った、皆様も御存じの女性たちです。この方たちがみんなの避難所を作ろうという、地元の中高生を集めて男女共同参画の視点からこの避難所作りをやっております。大変有効な内容になっております。そして、この受講生たちが、せんだい女性防災リーダーネットワークというネットワークを立ち上げました。これから私どもは毎年この講座を繰り返していきますので、女性の人材が蓄積されていくこととなります。そして、この女性たちが地域に戻って、男性と一緒に地域防災に取り組む。リーダーとして取り組むということ、私どもがサポートしながら実現していきたいと思っております。

この「40 人の女性たちが語る東日本大震災」を皆様のお手元にお渡ししております。これは 40 人の女性たちから私どもが聞き取りを行っております。多様な女性たちです。自治体の職員、学校の先生もいらっしゃいます。保育士さん、保健師さん、看護師さん、お年寄り、セクシャルマイノリティの方、シングルマザー、学生さん、様々な方たちから聞き取りをして、3 月 11 日からの時間を語っていただいております。この聞き取り集を今、来年の国連防災世界会議に向けて英訳をしております。これを是非世界発信していきたいと思っております。是非お読みいただきたいと思っております。

○廣岡座長 ありがとうございます。

御質問等ございますか。

それでは、最後になります。小山内世喜子青森県男女共同参画センター副館長にお願いいたします。小山内様は、特定非営利活動法人全国女性会館協議会常任理事でもいらっしゃいます。よろしくお願ひいたします。

○小山内世喜子青森県男女共同参画センター副館長 青森県男女共同参画センター副館長の小山内です。そして私、全国女性会館協議会の常任理事も務めさせていただいております。

ちなみに青森県男女共同参画センターは、指定管理者として運営しております。

本日はこのような機会にお声をかけていただきまして、本当にありがとうございます。私からは前半は青森県男女共同参画センターがこの2年間取り組んできました防災関連事業の取組についてお話をさせていただき、後半、短い時間ではございますが、全国女性会館協議会が取り組んでおります防災復興全国キャンペーンについて、御説明をさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

始めに、センターが取り組んだ防災関連事業からお話をさせていただきます。ここに御紹介のとおり、この2年間様々な事業に取り組んでまいりましたが、この一連の取組の中から、本日は主においらせ町と連携しながら実施した部分に焦点を当て、御紹介したいと思います。

県内の被災地にヒアリングをした結果、避難所では小さな子ども連れの家族は車中泊をしていたとか、更衣室がなく、着替えはトイレであった。炊き出しは女性だけが担っていたというような状況等、避難所等における男女のニーズの違いや、男女双方の視点への配慮がなされていなかったことが分かりました。

また、避難所に派遣されました保健師が食事の世話役を期待された避難所があるなど、住民の意識も行政に頼り切りで、自助、共助、公助がうまく機能していなかったことも分かりました。

その上、これまでの防災訓練はポンプ操作等の初動訓練やイベント的なものが多く、女性の困難が蔓延しやすい避難所運営の訓練をほとんど実施しておりませんでした。一方では避難所は女性の力を発揮できる場でもあったはずですが、しかしながら、女性リーダーの不在や避難所の不備が避難所の環境改善や要援護者のきめ細やかな支援を難しくする大きな要因となったとして、発災から3日目、4日目後の自助、共助で男女共同参画の視点を取り入れた安心避難所運営を住民が主体的に考え、体験することで、今後に生かしてもらうことを目的として実施いたしました。

この事業は青森市おいらせ町でモデル事業として、このような流れの中で実施いたしました。

実施に当たっての工夫・留意点をお話します。まず実行委員会を組織したわけですが、この実行委員の中には多様な参加が実現するよう、町内会や自主防災会、女性消防団、防災士、社会福祉協議会、そして小さな子どもを抱えている母親やPTA関係者、そして行政職員等を実行委員として、ワークショップの際は託児所も用意いたしました。実行委員の選出については、自主防災会からは女性にも入っていただけるように依頼をいたしました。自主防災会の方々は、災害後すぐの要援護者支援に関心が非常に高いので、企画実施においてはまず安心できる、関連死を少なくする避難所運営を進めるためにと

いうことを前に打ち出しながら、発災直後の命を守るための訓練も大切ではあるが、避難所生活が長期化する際の問題にも重要性があるとして、避難所運営課題を通して男女共同参画の重要性に対する理解を深めてもらいました。

3回にわたる事前ワークショップを実施いたしまして、避難所運営に男女共同参画の視点の必要性を事例とともに主体的に考える場作りを行いました。実行委員には男女共同参画の担当課や危機管理室、健康福祉部等他分野の職員にも入っていただいたことで、横断的な取組を行うことができました。中でも危機管理担当者との連携関係、相互理解が取組成果に厚みを与えることができました。それから、企業との連携もいたしました。

ここからはおいらせ町での取組の内容を詳しく御紹介いたします。

まず3回の事前ワークショップでは、災害時における地域資源の洗い出しから始まり、関連死を少なくするためのポイント、避難所作りに向け時間と空間の使い方等について話し合いを重ねました。

当日は、おいらせ町総合防災訓練の一環として実施いたしました。総合防災訓練では初動対処訓練と、この私たちが実施しました避難所運営訓練の2つの柱で実施いたしました。

これが避難所体験の様子です。まず1番の写真ですが、これは発災直後、避難所に向かっている写真でございます。

5番目は、ここからがいよいよ発災3日目からのスタートという想定で実施いたしました。

7番目の写真は、導線の確保等をしているところでございます。

11番目の写真になりますが、間仕切りがあるといかに安心かということをも身をもって体験していただきました。

13番目は、物資調達班によります調達の配布をしている写真でございます。

最後18番目はエコノミークラス症候群予防体操で、ここまでが一般住民の方との合同避難所訓練でございました。

午後からは、ルール作りや男女が支え合ってよい活動ができるためにはどうしたらよいかなどを話し合い、共有し合いました。この日は実行委員のほかにもおいらせ町の、まだ自主防が立ち上がっていない町内会の代表の方にも参加していただき、この避難所ワークショップにも参加していただき、御意見等をいただきました。

1週間後に成果を次にどうつなげるかを考える振り返りのワークショップ、そして1カ月後に青森市とおいらせ町の成果を共有し、今後の地域防災の中でどう活用するかを発表する合同学習会を実施いたしました。

以上の事業を実施いたしましての成果と効果についてお話をいたします。

まず1番目、公開で実施した避難所体験には、青森市では約400人。地域限定で実施したおいらせ町でも100人余りの参加者がありまして、この方々に多様性配慮の避難所運営の必要性の気づきや、この方々の行動変容につながったと言えます。

そして2つ目は、実行委員の意識の変化とエンパワーメントです。まず女性たちは例えばこれまで自分が経験したことを生かしていくことが必要で、遠慮しなくていいのだ、もっと積極的でいいのだと気づいた。それから、女性であることにもっと自信を持っていいんだと気づいたなどの意見が出ました。また、女性が防災士の資格取得を目指したり、所属する消防団活動において自主防災組織と連携し、女性、乳幼児を抱える家族でも安心できる避難所作り等をしていきたいといった声も聞かれました。

一方、男性実行委員からは初動のみならず、復旧期における安心拠点の確保の重要性及び女性や多様な人への配慮の必要性を認識し、学習会の必要性を男性のほうからも声を出すようになりました。

そして、おいらせ町では震災前は14組織であった自主防組織が、25年11月には23組織まで増えました。そして、おいらせ町の町の融和につながったということなのですが、この町は平成17年、市町村合併で海のある百石町と海のない下田町が合併して、7年たっても特に防災に関しての融和が難しかったそうです。しかし、この事業で御一緒することによって意識の格差が解消され、町の融和につながったそうです。

そして、5番目、参加してくださったおいらせ町の職員からは、男性だけでは気づかないことが多く、女性を入れることの必要性、重要性にも気づいた。防災に男女共同参画の視点を取り入れた訓練は日常生活の見方にも変化が生じ、男女共同参画の理解につながったとおっしゃっていました。そして、成果品を活用した防災教育もしております。成果品としてこういうDVDと、皆様にお配りしているハンドブックを作成いたしました。

そして平成25年度の取組をブラッシュアップし、25年はこのような事業を展開いたしました。中でも2の①の防災訓練を通じての地域コミュニティの再生では、避難所運営訓練を実施いたしました。25年度のポイントといたしましては、住民が主体的に取り組み、避難所運営のキャッチ力と判断力を運営者が身に着ける。また、これはおいらせ町からのリクエストでございましたが、行政職員が一般参加者として加わりました。そして行政職員がいても住民が自主的、主体的に動くという訓練にもなりましたし、一方、行政職員にとっては避難所における男女共同参画の視点の必要性を理解することと、住民側の立場を体験する場にもなりました。

そのほかにも25年度は先ほどのDVD等を活用し、女性地域リーダー養成研修や公民館単位での学習会、災害トレーナー研修等を行い、男女共同参画の視点を取り入れた学習会を実施し、この1年間で600人余りの方への啓発活動を実施することができました。なお、DVDは県内外でもたくさんの方に御活用いただいております。

最後になりますけれども、男女共同参画センターが防災の切り口で地域に出ていくことの意味と効果についてお話をさせていただきます。

青森県男女共同参画センターは、地域の男女共同参画の拠点としてここに書いてあるような4つの機能と役割があります。そのようなことから出ていくということに対しての意味といたしましては、センターは県の男女共同参画の拠点施設であり、市町村

と一緒に推進を図る役割も担っており、地域に出ていくことは私たちの職務と考えております。そして、今や地域課題として防災は重要なテーマです。地域課題型実践的活動を通して、地域の全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進するのがセンターの役割である以上、ジェンダー視点で防災に関する地域課題の解決に取り組むことは重要であると考えました。

このようなセンターの考えと避難所運営については途上の段階であり、特に男女共同参画の視点による訓練は必要とする被災地、おいらせ町のニーズがマッチングし、連携、実施したところ、先ほど御紹介したような成果や効果が立証されました。このようなことから防災をキーワードにした啓発は、男女共同参画の理解に高い効果があることが分かりました。そして25年度にほかの被災地でも取り組もうと、他の市町村の方にお声がけをしたところ、市町村の方は「何かしなければいけないと思っていたが、何をすればいいかわからない状態であった。連携して事業に取り組めることは大変ありがたい」というお言葉をいただき、実施に至りました。

センターのメリットといたしましては、事業実施においてはまず人とのつながりができること。そして、町役場の人と一緒にすることから住民の方との信頼関係が構築しやすく、きめの細かいフォローアップを市町村の方にしていただける。そして、市や町の広報誌での情報発信をしていただける。そして、会場、物品、備品といったハード面での協力も得られました。また、波及効果のところを見ていただけるとお分かりのとおり、センターが市町村から期待されるセンターとなった。そして、他の関係機関との連携事業が増えたなどがございます。

以上のことからメリットをセンター事業全体として捉えますと、まず男女共同参画の切り口がふえたと言えます。それから、男性が参加してくれる講座が増え、男女共同参画に関心を持ってもらえる人の拡大につながりました。市町村との信頼関係の構築にもつながりました。また、消防学校等他の関係機関とのつながりができました。そして、これはジェンダーメインストリーム化の必要性を理解していただく上で、非常に有効な手法であるということを確認いたしました。このように防災と男女共同参画の取組は、男女共同参画の推進を図る上でも非常に大きな成果につながっていると言えると思います。

以上がセンターの防災関連事業の御説明でした。

続きまして、ここからは全国女性会館協議会で取組ました防災復興全国キャンペーンについて御報告をいたします。

まずキャンペーンの目的は、東日本大震災の被災地域及び被災地の困難を忘れずに、男女共同参画センターの活動を通じて復興のための支援を行う。それから、防災復興に関する男女共同参画センターのネットワーク構築を図る。そして、これら事業を全国の男女共同参画センターが実施することによって、地域社会におけるセンターの存在の見える化を図っていくということです。

具体的にはキャンペーンポスターの作成であったり、ホームページでの被災地女性の生産するグッズの紹介。防災・復興に関する事業アイデア等の情報提供をしていきました。

さらに災害時男女共同参画センター総合支援ネットワークの構築に向けての検討をしております。そのネットワーク構築のための全国会議を4月18日に仙台で実施することになっております。そして、この一連のキャンペーンの成果を2015年3月に仙台で開催いたします、第3回国連防災世界会議のNGOフォーラムで発表する予定にしております。

また、協議会からは皆様に配布しております資料が2点ほどございますが、そのうちの1点、災害、防災における男女共同参画センター、女性センターの役割、位置づけに関するアンケート調査の報告書では、男女共同参画センターが地域の防災計画等にどのように位置づけられているかを具体的に示したデータが3ページに掲載されております。2012年にも調査しておりますが、そのときと比べますと、位置づけられているセンターが15.7%から25.6%とふえております。また、防災関連事業を実施するセンターも多く、男女センターの関心の高さが伺えます。是非これから報告書等につきましては、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○廣岡座長 どうもありがとうございました。

御質問等ございますか。宗片委員、どうぞ。

○宗片委員 どうもありがとうございました。

1つ伺いたいのは、なぜ青森県の男女共同参画センターが、これだけ大規模な取組ができたのでしょうか。男女共同参画センターはなかなか難しいところがありますので、その辺の何か策があったのかどうか、それを教えてください。

○小山内世喜子青森県男女共同参画センター副館長 私どもは大きく事業として、青森県からの委託事業として男女共同参画地域防災体制づくり事業を実施いたしました。しかし、委託を受けるに当たり、その計画段階で私どもセンターと県の男女の担当職員と一緒に、被災地でもある青森県で来年度どういう事業が必要かということについて話し合いをしました。そして私のほうからこういう体験型の事業を実施したほうがいいのではないかと御提案させていただき、この事業ができました。

もう一本は、文部科学省からの委託事業で実施いたしました。こちらに関してはいろんなネットワークの中でこういう文科省の委託事業があるという情報を入手いたしました、活用させていただいた次第でございます。

やはり私たち指定管理者でございますので、県が直営のセンターですと、なかなかまた難しい部分があるかと思いますが、どちらも自主事業という形で実施することができましたので、いろんなことができたのかなと思っております。

○宗片委員 ありがとうございます。

○廣岡座長 いかがですか。

○松下委員 御説明ありがとうございました。私も全国女性会館協議会にお願いして、今日ブルーの冊子資料『東日本大震災女性センターネットワーク事業 活動報告』を皆様に配らせていただきました。ネットワークの中で募金活動もして、各地のセンターで支援事業をたくさんしていただきました。またお時間があるときにお読みいただければありがたいということを補足させていただきます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

すっかり時間が押してしまいまして、最後自由な議論をする時間が約8分という感じになりました。

このワーキング・グループでは平成24年12月の監視専門調査会の意見において、政府に対して求めている取組の現状についてフォローアップを行う。そういう目的で議論してまいりました。各府省の取組や有識者からの御発表を伺いまして、今後政府としてどのような取組が必要かなど、もう既に質問等の中でも様々出てきたかと思えますけれども、どのような取組が必要かといったことについて、どなたからでも結構でございますので、御意見のある方はお願いいたします。

では、松下委員、どうぞ。

○松下委員 今日は皆川さんからたくさん提言をいただきました。早速地域に持ち帰って防災課にも話し、また、女性会館でもできることからやっっていこうと思います。

また、吉浜さんから御報告いただいた事例調査は多分こうだろうと分かっているけども、データとして上がってこなかったものなので、聞かせていただいてとてもよかったと思います。

実際に宗片さんや青森の小山内さんが取り組まれた例については、色々なところが真似できることなので、これを広く知っていただく機会を作れたらいいなと思いました。女性会館協議会にも働きかけていきたいと思っています。ありがとうございます。

○廣岡座長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 今日は本当にどうもありがとうございました。

この前、原ひろ子さんから御紹介いただいて、やっとな織田由紀子さんと北九州でお目にかかる機会がありました。私も、ここで学んだこと、先ほど宗片委員からもありましたけれども、地域にいかにか還元するか、微力ながら頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

あとは人材の育成と活用。その辺をどう本当に考えていくか。今日聞いたことを踏まえて、次回の会合のところできちんと議論を詰められるように勉強していきたいと思っています。

以上です。

○廣岡座長 宗片委員、いかがですか。

○宗片委員 十分話をさせていただいたので、大丈夫です。

○廣岡座長 色々お話が出てまいりまして痛感したところの1つは、データをきちんと把握していく、とりわけ男女別ということ視野に入れた上での調査、そういうものがやはり必要ではないかということ痛感いたしました。復興庁、申しわけございません。御説明の途中で遮ってまいりまして、時間が押してまいりましたのでどうぞお許してください。

それから、実際の復興の支援という面では漁業権の問題なんかも出てまいりましたけれども、大きな視野から言うと外部からの色々な意味での働きかけ、支援やあるいは営業に対応するなどの色々な側面があると思いますが、外部からの支え、取引や対応というのがやはり大変重要なのだろうということ痛感いたしました。

ほかにも女性は災害復興の主体であるとともに、同時に脆弱な存在であるということ忘れてはならないということも改めてそのとおりでなと思った次第であります。

関係府省におかれましては、我々はまた意見を取りまとめてまいりますが、どうぞよろしく御対応ほどお願い申し上げます。

それでは、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○土井社会的影響調査チームリーダー 本日は御熱心に調査・審議いただきまして、ありがとうございます。次回のワーキング・グループは2月18日火曜日午後3時から、場所は本日と同じこちらの会議室となります。

次回のところでワーキングとしては最終の予定でして、報告書を取りまとめ、24日に予定している監視専門調査会、親会議のほうに報告したいと思っています。

報告書は前回お話ししましたが、各府省の取組の現状、施策の一層の推進に向けての留意事項、それから、国際的なところも前回聞いていますので、防災分野における今後の国際貢献の方向性等について取りまとめる予定としております。

本日いただいた議論を踏まえて事務局で少し整理をしまして、座長と相談した上で委員の皆様にはまたメール等で御確認をお願いしたいと思っています。また、本日発言いただいた御意見のほかに、さらに御意見等ありましたら、事務局まで御提出いただければ、それを踏まえた上で案を作りまして次回の会合でお示ししたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

○廣岡座長 それでは、これで防災・復興ワーキング・グループ第3回会合を終了いたします。

皆様お忙しいところ、どうもありがとうございました。